



自由権規約と日本の人権状況

～自由権規約委員会委員長・副委員長を迎えて～

「自由権規約」とは、1966年12月の国連総会で採択され、76年に発効した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」のことをいいます。自由権規約は、1948年の世界人権宣言の内容を各国において拘束力のある法規範にするためにつくられたものです。日本は1979年6月に批准しており、規約の内容は、日本国内でも憲法とともに高位の人権規範として法的効力をもっています。

自由権規約が定める人権が各締約国国内できちんと守られ実施されているかどうか、国連の自由権規約委員会は定期的に政府に報告書を提出させ審査を行っています。自由権規約委員会による第5回日本政府報告書審査は、10年ぶりに、2008年10月15日及び16日（第94会期）にジュネーブで実施される予定です。審査は、政府報告書とNGOから提出された報告書などに基づき、規約委員会と締約国が建設的対話を行ない、これを通じて規約に定めた人権基準の実施を促進し、改善するために行なわれます。

大阪弁護士会では、本年10月の審査に向けて、自由権規約委員会委員長及び副委員長をお招きし、第5回政府報告書審査に際して必要な情報を提供するとともに、規約委員会の視点から日本の人権状況改善のために取り組むべき課題を明確にしたいと考え、下記のとおり本講演会を企画いたしました。

国連の自由権規約委員会委員長と副委員長がそろって来日され、お話を伺い交流できるまたとない貴重な機会です。市民のみなさん、市民団体・NGOのみなさん、司法修習生や法科大学院・法学部の学生のみなさんどなたでも参加できます。ご関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お誘い合わせのうえ多数ご参加下さい。

と き：2008年9月19日（金）

プログラム：講演会 … 午後2時30分～午後5時

NGO意見交換会 … 午後5時30分～午後7時

会 場：大阪弁護士会館2階小ホール（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）

講 演：自由権規約委員会委員長 ラファエル・リヴァス・ポサダ氏

同 副委員長 アイヴァン・シーラー氏

主 催：大阪弁護士会（なお、参加費は無料です）

※ 講演会の後、午後5時30分～午後7時に自由権規約委員とNGOとの意見交換会を行います。
ご出席を希望の方は併せてお申し込みください。

参 加 申 込 書（切り取り不要）【申込〆切：9月17日（水）】

大阪弁護士会 委員会担当室 （FAX：06-6364-0252）

☐講演会に参加します。 ☐NGO意見交換会に参加します。

お名前

／ご所属・連絡

◎問合先：大阪弁護士会委員会担当室（池見） 電話：06-6364-1227

※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本講演会に関するご連絡以外には使用いたしません。

【講師プロフィール】

◇自由権規約委員会委員長 ラファエル・リヴァス・ボサダ氏

1932 年 4 月 ボゴタ（コロンビア）生まれ。

職 歴：クンディナマルカ県ウティカ町の地方判事（1955-1956）、ボゴタ財務担当相（1958）、クンディナマルカ県弁護士（1958-1960）、個人開業弁護士（1971-1975）、国連開発計画／ユネスコの国内コーディネーター（1975）、教育大臣（1977-1978）、コロンビアの企業（Procultura S.A.）ジェネラル・マネージャー（1981-1982）、コロンビア政府平和委員会委員（1982-1985）、コロンビア自由党アシスタントディレクター（1985-1986）

◇ 同 副委員長 アイヴァン・シーラー氏

1938 年 12 月 アデレード（オーストラリア）生まれ。

活動歴：人権法を専門とし、国際法全般に於いても著名な教育者、学者、実務者。国際海洋裁判所で特別選任裁判官を務めた。シドニー大学の名誉ある国際法チャリス教授であった。1971～1973 年にかけて国連開発計画でレソト王国政府に対する国際法アドバイザーを務め、その職務においてレソト代表团として国連会議へ参加した。

【大阪弁護士会館へのアクセス】



◇地下鉄・京阪「淀屋橋駅」1 番出口より徒歩 10 分

◇地下鉄・京阪「北浜駅」より徒歩 7 分

◇地下鉄「南森町駅」2 番出口より徒歩 10 分

◇J R東西線「北新地駅」より徒歩 15 分